



2-1 きれいな空気をまもる

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の監視、改善

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバジ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。
※詳細な調査結果については、資料編の86～89ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。
※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。
※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、「埼玉県生活環境保全条例」により、野外焼却等が禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう、事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

大 気 調 査	調査内容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
	①二酸化窒素調査	・市内61地点	・年2回 (7月・1月) 1回72時間測定	・二酸化窒素	・基準値に適合
	②大気粉じん調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回24時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
			・年2回 (7月・1月) 1回4時間測定	・アスベスト	基準値に適合
	③公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・浜崎学校給食センター ・朝光苑 計4施設	・年1回 (施設ごと) 1回4時間測定 (敷地境界線上4方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
	④ダイオキシン類調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回168時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合

※詳細な調査結果については、資料編の86～90ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定局が設置されています。
※詳細な調査結果については、資料編の90～92ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、懲役や罰金が科せられます。

「野外焼却は、なぜいけないの？」

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和5年度	6
令和4年度	9
令和3年度	18

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稲藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

アイドリング・ストップのすすめ！

皆さんは、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心がけましょう！

【アイドリング・ストップの指導件数】

年度	件数
令和5年度	2
令和4年度	2
令和3年度	2



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線や市ホームページ等により注意を呼びかけています。

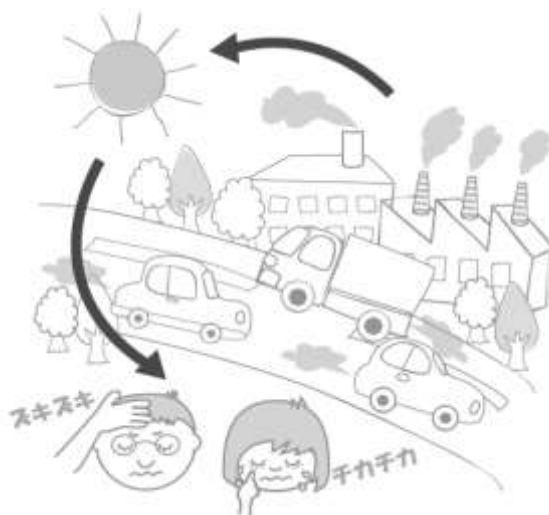
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線等で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんは、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることをご心がけてください。乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

年度 \ 種類	予 報	注意報	警 報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和5年度	6	6	0	0	0 (0)
令和4年度	9	5	0	0	0 (0)
令和3年度	2	2	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）＊

埼玉県では、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回、PM2.5の常時監視測定を行い、濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和5年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車＊の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、そうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んできています。

⑨ 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っております。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典 型 7公害	(内訳) 典 型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和5年度	39	0	7	2	0	0	2	2	0	1
令和4年度	59	0	9	1	3	0	5	0	0	0
令和3年度	62	0	8	2	1	0	4	0	0	1

※総務省公害苦情調査資料に基づき、「その他」を追加しました。

「その他」の主な項目…廃棄物投棄、光害、土砂の流出等

⑩ 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

(単位：人)

種 別 \ 区 分	公害防止 統 括 者	公害防止統括 者の代理者	公害防止 管 理 者	公害防止管理 者の代理者
大 気 関 係	2 0	1 9	7	3
粉じん関係			7	7
水 質 関 係			1 1	8
騒 音 関 係			6	3
振 動 関 係			8	4
計	2 0	1 9	3 9	2 5

(令和6年3月31日現在)

公害防止監督者等の選任状況

(単位：人)

種 別 \ 区 分	公害防止 監 督 者	公害防止監督 者の代理者	公害防止 主 任 者	公害防止主任 者の代理者
大 気 関 係	6 0	5 8	1 1	1 0
水 質 関 係			2	2
騒音振動関係			5 6	4 4
計	6 0	5 8	6 9	5 6

(令和6年3月31日現在)

(2) 放射性物質の監視

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和5年度は延べ14件の貸出しを行いました。そのほか、水道水、クリーンセンターの焼却灰についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録（令和５年度実績）】

（単位：毎時マイクロシーベルト）

測定場所	最 大 値		最 小 値		平均値 (地上)
	測定値	測 定 日 測定場所	測定値	測 定 日 測定場所	測定値
市役所 正面玄関 週１回	0.071	R5.9.6 地上１m	0.045	R6.3.27 地上１m	0.060
保育園等（４園） 園庭 年２回	0.071	R5.4.17 地表	0.034	R5.10.5 地表	0.048
学校（小・中学校１５校） 校庭 年３回	0.088	R5.12.14 地上１m	0.032	R5.11.9 地上50cm	0.054
公園・児童遊園地（１０か所） 敷地内 年４回	0.074	R5.12.20 地上50cm	0.039	R5.9.26 地上50cm	0.058

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の１１０～１１４ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係
０４８－４６３－１５１２



２ 悪臭の防止

（１） 悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおりて不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和４７年５月３１日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和５年度	１
令和４年度	０
令和３年度	１

2-2 きれいな水と土をまもる

1 河川の水質保全

(1) 河川の水質の監視

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていました。近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共水域の水質汚濁に係る環境基準*に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の93～103ページに掲載しています。

② 小排水路調査

小排水路の水質に環境基準は適用されませんが、河川本流に与える影響を捉えるために市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の104・105ページに掲載しています。

お願い！

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べきれるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとぎ汁は、捨てないで植木や草花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数が変化することから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水13地点、湧水1地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の106ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内3河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内3河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の107～109ページに掲載しています。

⑦ 水質汚濁防止法特定事業所立入調査

水質汚濁防止法の特定施設から事業所排水について監視及び適正化を図るため埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果報告を受けています。

⑧ 底質調査

市内3河川における河底の有機物質の蓄積状況を把握するため、2年に1度、底質調査を実施しています。

（調査結果については次ページ参照）

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水 質 調 査	①河川調査	新河岸川：新宮戸橋付近 (C類型) 内間木橋付近 黒目川：大橋付近 (C類型) 東林橋付近 越戸川：越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回 (6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年2回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川：新盛橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(11月)
	⑤ユスリカ調査	新河岸川：田子山樋管流入付近 黒目川：新座大橋下流朝霞第一 雨水幹線付近 越戸川：東京メトロ和光車輛基地 の暗渠開口部付近	年1回(12月)
	⑥魚類調査	新河岸川：内間木橋付近 黒目川：東林橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(7月)
	⑦水質汚濁防止 法特定事業所 立入調査	立入調査：1事業所 分析調査：0事業所 ※指導権限をもつ埼玉県西部環境管 理事務所と連携を図り、立入調査、 指導(有害物質取扱事業所を含む)	不特定日
	⑧底質調査	新河岸川：内間木橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量	すべて基準に適合していた。
健康項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
要監視項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ ふん便性大腸菌群数）※黒目川	水質Ｂ（１回）、水質Ｃ（１回）、不適（２回） ※判定基準の区分：適（水質ＡＡ・Ａ）、可（水質Ｂ・Ｃ）、不適 ※環境基準はないため、「水浴場水質判定基準」を参考とした。
生活環境項目、流量	流入先河川の環境基準を適用した場合に、次の５項目が不適合であった。 （１）水素イオン濃度（ｐＨ）（２）生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） （３）溶存酸素量（ＤＯ）（４）全亜鉛 （５）直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ） ※小排水路に環境基準はなく、流入先の河川の基準値を準用した。 ※継続して調査を実施する。 ※詳細は資料編 ページに掲載
底生生物・付着藻類	水質状況は次のとおりの結果となった。 ①新河岸川（新盛橋付近）：ややきれいな水～きたない水の間 ②黒目川（笹橋付近）：ややきれいな水 ③越戸川（東和橋付近）：ややきれいな水 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（水質階級：４階級）
１，１，１－トリクロロエタン、トリ クロロエチレン、テトラクロロ エチレン等	地下水１地点でテトラクロロエチレンが不適合（０．０１１ｍｇ／Ｌ）であった。 ※環境基準：テトラクロロエチレン ０．０１ｍｇ／Ｌ以下（年平均） ※不適合地点は、平成１８年度以前から基準超過しており、今後も継続して調査を実施する。
ユスリカ幼虫数	新河岸川（０個体）、黒目川（４個体）、越戸川（０個体）
魚類等出現種	市内３河川において、魚類１２種、甲殻類５種、は虫類２種が確認された。 （うち外来種：魚類１種、甲殻類１種、は虫類１種）
現場確認	届出未提出事業所への立入を実施した。 ※採水での分析調査はなし
カドミウム、鉛、六価クロム等 １１項目	基準に適合していた。

※詳細については、資料編の９３～１０９ページに掲載しています。

(2) 生活排水処理施設整備の推進

① 下水道の整備

本市における下水道の整備については、従来の市街化区域内の整備がほぼ完了しましたが、平成23年1月に旧暫定逆線引き地区*が市街化区域に編入されたことから、同地区の整備を進めています。（平成25年7月1日から宮戸2丁目、岡1丁目、根岸台2丁目、根岸台7丁目の各一部供用開始）

また、市ホームページで市民に対し水洗化への早期切り替えについての啓発を継続して行っており、今後も啓発活動等により公共下水道への接続を促進していきます。

【下水道普及率及び水洗化率の推移】

区 分 年 度	下水道普及率 (%)		水洗化率 (%)
	朝 霞 市	埼 玉 県	
令和5年度	97.9	83.6	99.1
令和4年度	97.8	83.2	99.1
令和3年度	97.8	82.9	99.1

※ 下水道普及率＝処理区域内人口／行政人口×100

※ 水 洗 化 率＝水 洗 化 人 口／処理区域内人口×100

② 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、広報あさか及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性和併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和5年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は12件でした。

【届出件数の内訳】

	使用開始届	廃止届	その他
令和5年度	7	0	5
令和4年度	20	5	10
令和3年度	7	3	3

(3) 工場・事業場の排水の監視・指導

① 水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るため、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

2 地下水汚染・土壌汚染の防止

(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和5年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の106ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和5年11月29日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	1
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な汚水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排水水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査結果（令和5年度）】

事業場数	適 合 数	不適合数
—	—	—

※令和5年度は分析調査の実施はありませんが、1事業所への立入調査を実施しています。

③ 土壌汚染の防止

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壌汚染に対して、県とともに土壌汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

④ 地盤沈下対策

地盤沈下は、私たちの生活の基盤である大地が継続的に沈下していく現象で、主に地下水を過剰に汲み上げることによって発生します。地盤沈下は他の公害問題と異なり、人の健康等に直接影響を及ぼすものではありませんが、建築物・工作物や地下埋設物の物的被害を生じさせます。このため、新たな地盤沈下を防止するために、「工業用水法」及び「埼玉県生活環境保全条例」などで既存の深井戸の使用を制限したり、新たな井戸の設置に厳しい規制をかけたりしています。

【地盤標高の経年変動】

【地盤標高の経年変動】

基標番号	所 在 地		調 査 開 始 年 月	各 年 別 変 動 量 (mm)				
	町 (字) 名	目 標		平成 31.1.1 ～ 令和 2.1.1	令和 2.1.1 ～ 令和 3.1.1	令和 3.1.1 ～ 令和 4.1.1	令和 4.1.1 ～ 令和 5.1.1	令和 5.1.1 ～ 令和 6.1.1
仮 254-017	栄町4-1547	自衛隊駐屯地 北側路上	H14.1	設置場 所変更				
仮 2019-02	岡地先	陸上自衛隊朝霞 駐屯地脇歩道上	R2.1	設 置 場 所変更	+0.2	+1.3	+0.7	+0.3

※平成13年度仮点

※「水準測量成果表（埼玉県）」より

【朝霞市の地下水揚水量の経年変化】

(単位：m³/日)

年度	工業用	建築物用	水道用	合計
令和5年度				
令和4年度	1,674.6	290.3	11,097.2	13,062.1
令和3年度	1,700.0	301.8	12,649.3	14,651.1

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

※令和5年度のデータはまだ公表されていません。

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1 騒音・振動の防止

(1) 自動車等の騒音・振動の監視

① 自動車騒音・振動の監視

「騒音規制法」第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。令和5年度は、2路線2区間について調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住居戸数割合
調査地点	【調査路線及び調査地点】 A 一般国道254号 ・区間（面的）：和光市・朝霞市境（栄町4丁目7番付近）～県道朝霞蕨線（幸町2丁目6番付近）間 ・調査地点（点的）：幸町3丁目9番付近 B 県道朝霞蕨線 ・区間（面的）：一般国道254号（幸町2丁目6番付近）～一般国道254号（大字上内間木付近）間 ・調査地点（点的）：根岸台5丁目6番付近
調査結果	【点的評価】 A 一般国道254号 ・幸町3丁目9番付近（昼間：73dB、夜間：73dB） B 県道朝霞蕨線 ・根岸台5丁目6番付近（昼間：64dB、夜間：58dB） 【面的評価】 A 一般国道254号 ・和光市・朝霞市境（栄町4丁目7番付近）～県道朝霞蕨線（幸町2丁目6番付近）間 基準達成戸数割合 84.8%（308戸／363戸） B 県道朝霞蕨線 ・一般国道254号（幸町2丁目6番付近）～一般国道254号（大字上内間木付近）間 基準達成戸数割合 100%（2,146戸／2,146戸）

② 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和5年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価
調査地点	A 宮戸2丁目バス停付近（宮戸2丁目9番付近） B 城山通り朝霞橋付近（溝沼6丁目15番付近） C 朝霞第五小学校付近（西弁財2丁目1番付近） D 三原2丁目交差点付近（三原2丁目22番付近）
調査結果	【騒音調査】 A 宮戸2丁目バス停付近：昼64dB、夜57dB 環境基準：不適合（昼及び夜） B 城山通り朝霞橋付近：昼66dB、夜62dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 朝霞第五小学校付近：昼67dB、夜63dB 環境基準：不適合（昼及び夜） D 三原2丁目交差点付近：昼63dB、夜58dB 環境基準：不適合（昼及び夜） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時 環境基準（B）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （A・C・D）：昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 要請限度（B）：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下 （A・C・D）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 【振動調査】 A 宮戸2丁目バス停付近：昼46dB、夜33dB B 城山通り朝霞橋付近：昼53dB、夜43dB C 朝霞第五小学校付近：昼49dB、夜42dB D 三原2丁目交差点付近：昼43dB、夜37dB （参考） 評価方法：時間率振動レベル 昼間：8時～19時 夜間：19時～8時 環境基準：なし 許容限度：（A・B・C・D）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下

③ 鉄道の騒音・振動の監視

市では、平成４年度から、ＪＲ武蔵野線沿線１３市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から１２．５ｍの地点で騒音・振動測定を実施しています。測定結果及び隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通じ日本貨物鉄道㈱及び東日本旅客鉄道㈱に改善要望書の提出を行いました。武蔵野線については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の対象ではないが、周辺住民への騒音・振動を軽減するために、新型車輛の導入、車輛の改良、ロングレール化、日常の枕木等のメンテナンスなどの対応を引き続き継続していく考えである、との回答でした。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル（ｄＢ）

年度	区分	１２．５ｍ地点					
		測定日	客 車		貨 車		等価騒音レベル 昼間 夜間 (推定値)
			上 り	下 り	上 り	下 り	
令和５年度		５月２０日	80.4	81.8	78.9	78.2	57.0 55.1
令和４年度		６月１８日	84.7	82.4	84.7	83.8	60.2 58.6
令和３年度		５月 ８日	83.5	82.5	84.6	85.7	60.5 57.6

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和５０年７月２９日環境庁告示第４６号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成７年１２月２０日環大―第１７４号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は６０ｄＢ以下、夜間は５５ｄＢ以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル（ｄＢ）

年度 区分	12.5m地点				
	測定日	客 車		貨 車	
		上 り	下 り	上 り	下 り
令和5年度	5月20日	54.1	51.8	51.3	54.9
令和4年度	6月18日	55.2	51.6	58.1	56.1
令和3年度	5月 8日	59.6	53.6	59.9	58.0

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和５１年３月１２日環大特３２号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、７０ｄＢを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

④ 家庭用機器や音響機器などの近隣騒音

家庭用機器や音響機器などの近隣騒音などの生活騒音については、法的規制がありませんが、近年、生活騒音の問題が深刻化しています。市では、ホームページで、家庭用機器や音響機器を含む生活騒音について注意喚起を行っています。また、市民や事業者向けに騒音に配慮した家庭用燃料電池（エネファーム）の設置についての周知も行っています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況】

(令和6年3月31日現在)

騒音規制法による特定施設の設置状況				振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分		特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	88	362	金属加工機械	液圧プレス	84	543
	製管機械				機械プレス		
	ベンディングマシン				せん断機		
	液圧プレス				鍛造機		
	機械プレス				ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機				—		
	鍛造機			圧縮機		49	425
	ワイヤーフォーミングマシン			土石用 鉱物用	破碎機	7	19
	ブラスト				摩砕機		
	タンブラー				ふるい		
	切断機					分級機	
空気圧縮機等	空気圧縮機	86	1,032	織機		0	1
	送風機			コンクリートブロックマシン	1	2	
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	コンクリート管・柱製造機械			
	摩砕機			木材加工	ドラムバーカー	2	4
	ふるい			チップパー			
	分級機			印刷機械		31	130
織機		0	0	ゴム練用・合成樹脂ロール機		0	0
プラント	コンクリートプラント	9	13	合成樹脂用射出成形機		22	211
	アスファルトプラント			鋳造型機		1	5
穀物用製粉機		0	0				
木材加工機械	ドラムバーカー	6	23				
	チップパー						
	碎木機						
	帯のこ盤						
	丸のこ盤						
	かな盤						
抄紙機		1	1				
印刷機械		46	168				
合成樹脂用射出成形機		25	137				
鋳造型機		1	5				
計		266	1,757	計		197	1,340

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



【埼玉県生活環境保全条例による指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】
(令和6年3月31日現在)

施 設 の 種 類		指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15	63
	合成樹脂用粉砕機	2	3
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	1	5
	冷却塔	15	74
	計	34	146
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5	
	ハンドグラインダー使用	16	
	電気のこぎり・電気かんな使用	3	
	計	24	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレイティングコンベア	0	0
	計	0	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】 (令和5年度)

区 分		区 分	
種 類	騒 音	種 類	振 動
くい打機	1	くい打機	1
びょう打機	0	鋼球	0
さく岩機	43	舗装版破砕機	0
空気圧縮機	8	ブレーカー	35
プラント	0		
バックホウ	6		
トラクターショベル	0		
ブルドーザー	0		
計	58	計	36

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】 (令和5年度)

区 分		騒 音	振 動
種 類			
設 置 届 出	3	1	
使 用 届 出	1	0	
数 変 更 届 出	1	0	
防止の方法変更届出	0	0	
氏名等の変更届出	2	2	
使 用 全 廃 届 出	0	0	
承 継 届 出	0	0	
計	7	3	

2 日照障害、電波障害の防止

(1) 日照障害、電波障害の防止

① 日照障害の防止

市では、日照障害対策として、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により、事業者等に近隣住民への説明会開催を義務付ける等、紛争を未然に防ぐための枠組みを定めています。

なお、令和5年度の条例に基づく中高層建築物の届出は13件でした。

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定はありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとする者に対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】

(令和5年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件数	3	0	0	3	2	0	0
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件数	1	1	2	1	0	1	0
地区名	泉水	宮戸	朝志ヶ丘	大字他	合 計 14 件		
件数	0	0	0	0			

3 環境美化の推進

(1) 散乱ごみ・不法投棄対策

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動（令和5年度）】

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化 パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て 防止キャンペーン	11月15日（水）	朝霞駅周辺	ポイ捨て防止啓発物資配布と路上喫煙地区の清掃活動を実施した。

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象／市内に在住している方

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加

【環境美化推進員数】

年 度	人数
令和5年度	10人
令和4年度	9人
令和3年度	10人



② 不法投棄対策

○ 有害廃棄物不法投棄及び市内不法投棄物の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールの実施、近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

また、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、広報あさか等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。

令和5年度の不法投棄物の通報は277件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては、業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和5年度	97	2	27	0	17	28	8
令和4年度	143	0	35	1	19	15	10
令和3年度	110	0	40	3	36	5	4

○ 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場ようになってしまふことがあります。

そのため、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和5年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

○ きれいなまちづくり運動

市では、快適な環境づくりを推進するため、町内会・自治会の協力を得て、春と秋の年2回、きれいなまちづくり運動を実施しています。この運動は、それぞれの地域で道路や河川敷に捨てられているごみを拾う環境美化活動であるとともに、自分たちのまちの環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

【きれいなまちづくり運動実施状況】

年度	実施日	ごみ収集量（単位：t）				参加団体数
		可燃ごみ	不燃ごみ	汚泥	合計	
令和5年度	春（5月28日）	12.59	4.24	4.94	21.77	84団体
	秋（10月29日）	10.13	2.32	3.37	15.82	83団体
	合計	22.72	6.56	8.31	37.59	
令和4年度	春（5月29日）	12.68	4.15	7.60	24.43	86団体
	秋（10月30日）	11.60	4.04	4.13	19.77	79団体
	合計	24.28	8.19	11.73	44.20	
令和3年度 ※	春（5月30日）	12.53	4.13	4.88	21.54	85団体
	秋（中止）	1.85	0.52	0.08	2.45	10団体
	合計	14.38	4.65	4.96	23.99	

※ 令和3年度秋のきれいなまちづくり運動は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、町内会主催で実施された町内会のごみの回収を行った。



(2) 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績（令和5年度）】

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近		137	88	49
朝霞台・北朝霞駅付近		827	572	255
合計		964	660	304
年間パトロール日数	48日			

このマークのあるところは、
路上喫煙禁止です！！



路上喫煙禁止地区

●色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。



安全で快適なまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします！

(3) ペットマナーの向上

○ 犬を飼ったら・・・届出義務とマナー

「狂犬病予防法」により、飼い犬は飼い主の居住する自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した犬鑑札と注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療法はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和5年度	362	4,845	3,031	62.6%
令和4年度	531	4,685	3,021	64.5%
令和3年度	390	4,273	2,768	64.8%

お願い！

犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられています。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。

市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



※犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

犬のフン害にお困りの方へ

イエローチョーク作戦

犬のフンに困っている人が道路上に放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み、発見した日時を書きこむことにより、迷惑していることを飼い主に知らせ、飼い主のマナーやモラルの向上を啓発します。既に実施している他自治体ではフンの放置が減少したという効果が出ています。朝霞市でも黄色いチョークを配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

フンや尿の放置は不衛生です。飼い犬のフン尿の始末は、飼い主のマナーです。飼い主の方は、イエローチョークでマークされることのないよう、正しくフンを持ち帰りましょう。

イエローチョーク作戦の方法

- 1 フンを丸で囲む。
- 2 発見した日時を書く。
- 3 **フンを片付けず**日時を変えて現場を確認する。
フンが残っている場合 ▶ **「確認日時」**を書き足す。
フンが残っていない場合 ▶ **「なし」**と書く。



※フンがない時も予防のために
「パトロール中」と書くと効果的です！



◆注意事項◆

- ・許可なく私有地や他人の管理地に入り、書かないでください。
- ・道路上に書く場合は、交通事故には十分に気をつけてください。

朝霞市浜崎ドッグラン

飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上により、人と動物の共生社会を推進するため、ドッグランを設置しました。

【オープン】令和5年4月28日（金）

【利用時間】午前8時00分から午後7時00分まで

※利用時間内であっても、日没後は利用不可

【休 場 日】・年末年始（12月29日から1月3日）

- ・イベント開催時
- ・その他、市長が認めたとき

【利用方法】・利用料：無料

- ・利用手続：利用登録制（登録申請は随時受付。登録証を発行）
- ・登録条件：市内在住者（登録者は18歳以上であること）

登録犬は、畜犬登録及び1年以内に狂犬病予防注射を接種し、
注射済票の交付を受けていること

【施設内容】・区割（面積）：小型犬エリア（230㎡）

中・大型犬エリア（430㎡）

共用部分（30㎡）

駐車場スペース（255㎡）

敷地面積計 945㎡

- ・設備：小型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ

中・大型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ・散水栓

共有部分：水道・物置

犬の脱走防止のため、フェンスの高さ1.5m、二重扉としている。

駐車場：8台分

その他：利用ルール看板1基・掲示板1基を設置。



常駐の管理者は設置しておらず、定期的に職員が巡回しています。朝晩の施錠・開錠、清掃及び、ドッグラン内の芝生の養生等は業務を委託して実施しております。

令和5年度は、1,324頭が利用登録しました。



お願い！

○ 猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ち良く過ごせる地域になるようお気遣いをお願いします。

※猫に関する相談は、埼玉県動物指導センターにご連絡ください。

問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484



知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（TNR活動）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



不妊・去勢手術をすると、猫による被害を防止及び抑制し、地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ※ 自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ※ スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ※ 発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット(通称サクラ耳)が
不妊・去勢手術済みの目印！



○ 動物愛護パネル展

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報あさかによる啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

また毎年、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施しており、令和5年度は9月20日から27日に、市内動物愛護団体にご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

○協力市内動物愛護団体

「そらとゆめ」「もめんいと」

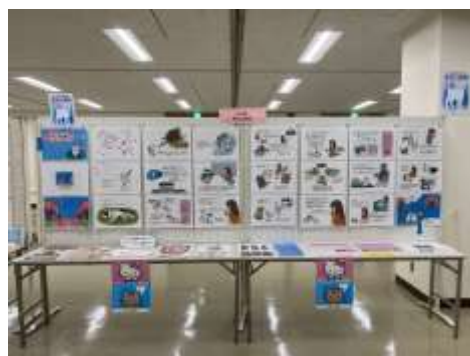
「動物との共生社会を目指す会V e s t .」

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/20～27

【朝霞市動物愛護パネル展】

開催日：令和5年9月20日（水）～27日（水）

場 所：中央公民館・コミュニティセンター 1階展示ギャラリー



△動物愛護パネル展の様子



△ペット防災の展示

【動物愛護週間イベント】

○「地域猫活動DVD上映会・地域猫活動、TNR相談会」

開催日：令和5年9月22日（金） 午後3時～4時30分

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：そらとゆめ

○「ねこのことをはなそう会」

開催日：令和5年9月22日（金） 午後5時～7時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：もめんいと

○「シニア犬の介護者サロン」

開催日：令和5年9月24日（日） 午後2時30分～5時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：動物との共生社会を目指す会V e s t .

※朝霞市動物愛護パネル展開催に併せ、展示内容をX（旧ツイッター）し、各団体の取組や飼育マナーなどを広く周知しました。

(4) 放置自転車対策

① 放置自転車等の対策

市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等防止対策の指導員による指導を行うとともに、歩道等に放置された自転車等を撤去することで道路空間の確保・交通安全の推進を図り、まちの環境美化にも積極的に努めています。

【朝霞市自転車等放置防止条例に基づく撤去状況】

種別	年度	朝霞駅南口		朝霞駅東口		北朝霞駅		朝霞台駅		合 計	
		自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク
回数	R5	5		5		5		5		20	
	R4	5		5		5		5		20	
	R3	7		6		11		6		30	
台数	R5	31	0	12	1	26	0	7	0	76	1
	R4	30	0	14	0	18	0	14	0	76	0
	R3	47	0	24	0	29	0	17	0	117	0

② 自転車駐車場整備

市では、駅周辺に自転車及び原動機付自転車の駐車場を整備し、放置自転車等の解消を推進しています。

【朝霞市自転車駐車場一覧】

(令和6年3月末現在)

有料自転車駐車場			収容台数
北朝霞駅・朝霞台駅	北朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	2,799
		一時利用	554
	北朝霞駅東口第一原動機付自転車駐車場	定期利用	205
	朝霞台駅南口地下自転車駐車場	定期利用	2,130
	朝霞台駅南口第一自転車駐車場	定期利用	135
		一時利用	210
	朝霞台駅南口第一原動機付自転車駐車場	定期利用	79
朝霞駅	朝霞駅東口立体自転車駐車場	定期利用	756
		一時利用	112
	朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	692
		一時利用	156
	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場	定期利用	78
	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	定期利用	142
		一時利用	44
	朝霞駅南口地下自転車駐車場	定期利用	3,613
		一時利用	696

(5) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されると、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則のため、市ではあき地に繁茂する雑草を除去する際の肩掛式刈払機を無料で貸出しています。なお、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。

あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和5年度	23	20(0)
令和4年度	20	20(0)
令和3年度	17	28(0)

【空き家に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	相談件数	対応済延べ件数
令和5年度	34	34
令和4年度	30	30
令和3年度	37	37

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出ししています。なお、台数に限りがありますので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和5年度	23
令和4年度	36
令和3年度	52

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(6) 鳥獣・害虫被害の防止

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや、駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カラス	ハト	ムクドリ	ヒヨドリ	ハクビシ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和5年度	13	22	5	1	12	43	20	31	66	213
令和4年度	7	22	5	3	14	46	13	47	77	234
令和3年度	10	13	7	2	6	25	14	55	60	192

※その他は、蚊、ユスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

○ スズメバチの巣の駆除

市では、平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数（件）
令和5年度	37
令和4年度	28
令和3年度	38

巣を作るスズメバチ→
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツチバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和5年度	91	57	8	25	181
令和4年度	73	108	12	37	230
令和3年度	89	53	5	23	170

※民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」（次ページ参照）を紹介することとしています。

注 意！

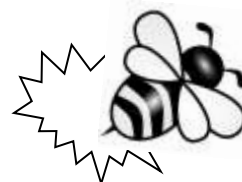
ハチにご注意ください！

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を発見した場合は、近づきすぎたり、振動を与えたりして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。（※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。）

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策！》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。（殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。）

《ハチの相談窓口》

（公社）日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」
（電話：０４８－８５４－２８９０）で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。

注意！

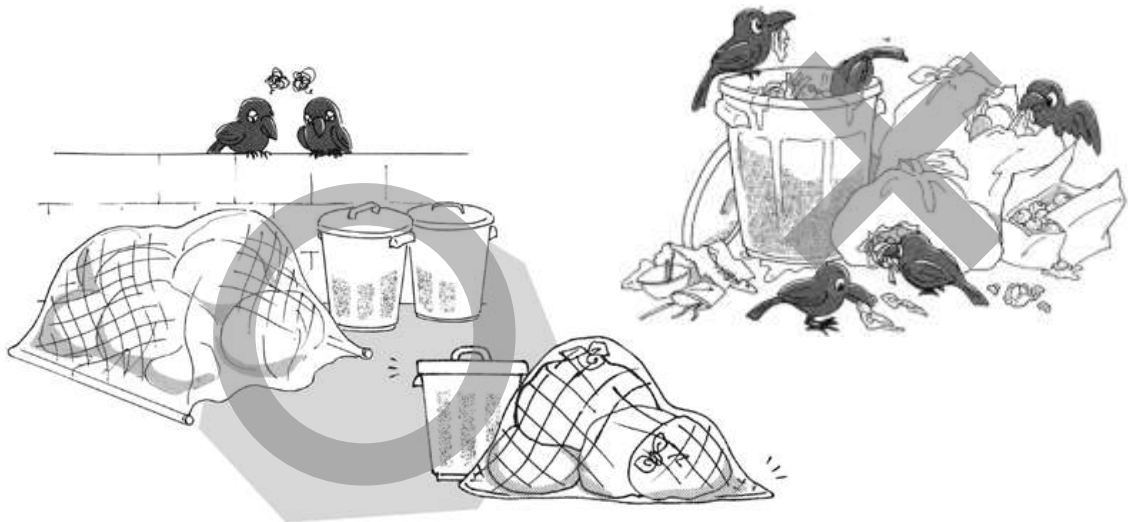
カラスの被害を防ぐために

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間を威嚇することがありますので、気をつけましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする対策》

①ごみの出し方に注意する。

- ・収集日当日の決められた時間内にごみを出す。
- ・生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫をする。
- ・クリーンネット（資源リサイクル課で貸出）で、ごみがはみ出さないようにする。



②食料を与えない

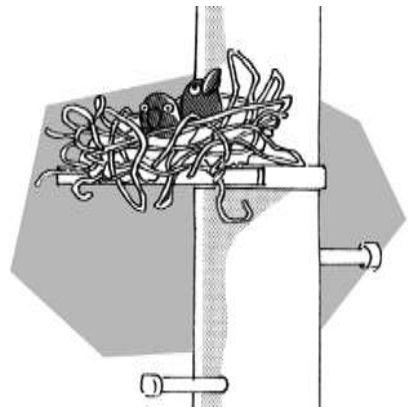
- ・庭やベランダに置くペットの餌を取られないように注意する。（すきを狙って、カラスが横取りします！）

③巣材を与えない

- ・針金ハンガーは出しっぱなしにしない。（鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります。）

④巣を作る場所をなくす

- ・庭木の二股、三股になっている枝木をせん定する。



《巣を発見した時の対策》

- ・カラスが警戒する行動を見せたら、巣やひなから離れましょう。
- ・やむを得ず通る場合は帽子や傘で頭を守りましょう。
- ・卵を産む前に取り払う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。



※なお、カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により、むやみに壊すことは禁止されています！！

○ 駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に数千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払いで対応しておりました。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、鷹匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。令和5年度は2回実施し、ムクドリの鳴き声や糞などの被害を軽減することができました。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ

年度	実施回数（実施日）
令和5年度	2回（7月18日、11月22日）
令和4年度	2回（7月11日、11月9日）
令和3年度	2回（7月19・20日）